

# 予算決算常任委員会

平成21年8月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| ◎木田 守彦 | ○小林 誠 | 嶋田 善行 |
| 浦野 圭司  | 辻 善次  | 木澤 正男 |
| 中西 議長  |       |       |

## 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 小城 利重 | 副 町 長     | 芳村 是  |
| 教 育 長     | 栗本 裕美 | 総 務 部 長   | 池田 善紀 |
| 総 務 課 長   | 乾 善亮  | 企画財政課長    | 西川 肇  |
| 税 務 課 長   | 面卷 昭男 | 住民生活部長    | 西本 喜一 |
| 福 祉 課 長   | 佐藤 滋生 | 環境対策課長    | 栗本 公生 |
| 国保医療課長    | 植村 俊彦 | 国保医療参事    | 寺田 良信 |
| 健康対策課長    | 西梶 浩司 | 都市建設部長    | 清水 建也 |
| 建 設 課 長   | 加藤 保幸 | 上下水道部長    | 谷口 裕司 |
| 上 水 道 課 長 | 清水 孝悦 | 下 水 道 課 長 | 上田 俊雄 |
| 教委総務課長    | 野崎 一也 |           |       |

## 3. 会議の書記

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 藤原 伸宏 | 同 係 長 | 安藤 容子 |
|--------|-------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会(午前9時00分)

署名委員 木澤委員、小林委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、小林委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 各課報告事項を議題といたします。

ここでは、9月定例会初日において承認または報告が予定されております、当委員会所管の町長専決処分にかかる承認案件及び継続費精算報告書等の報告などについて、あらかじめ説明を受けることといたします。

まずはじめに、(1) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長

それでは各課報告事項の(1) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)につきましてご説明申し上げます。この件につきましては前回の委員会でもご報告させていただいております町管理の防犯灯によって車を損傷した事故の関係でございます。資料1をご覧くださいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

総務課長

この補正予算につきましては、去る3月23日の午前4時30分頃、竜田川沿いの稲葉車瀬2丁目3番16号先の町道沿いにございます町管理の防犯灯の支柱が、前日の雨よって地盤がゆるんだことにより倒れまして、電線が町道側に垂れ下がって、そこを通行しようとしていた車のドアミラーを損傷してしまいました。この車の修理代として8,242円を支払うことで相手方の北葛城郡河合町池辺3丁目18-17 (株)ニューウインズ代表取締役 松崎哲也氏との示談が7月1日に成立いたしましたことから、同日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います補正予算ということで、同日付けで専決処分させていただいたのでございまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ9千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ69億6,131万円とするものでございます。

内容につきましては、資料1の予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に総合賠償補償保険金として、新たに9千円を補正するものでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。5ページの歳出でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第10目防犯対策費、第22節補償補てん及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに9千円を補正するものでございます。

1ページに戻っていただきまして予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

総務課長

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご了承いただきま

すようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

ございませんか。それでは、本件については、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(2) 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）、理事者の報告を求めます。

野崎教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

それでは各課報告事項の2番目、町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）をご説明申し上げます。

まず、資料2の専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

教委総務  
課長

町長専決処分をさせていただきました平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましては、先般、8月6日・7日におきまして兵庫県尼崎市で開催されました第58回近畿中学校総合体育大会バレーボール大会におきまして、斑鳩中学校男子バレーボール部が準優勝いたしまして、近畿代表として平成21年度全国中学校体育大会・第39回全日本中学校バレーボール選手権大会に出場いたしましたことから、その出場助成金164万3千円の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成21年8月7日付で専決処分させていただいたものでございます。

なお、全国大会試合結果についてでございますけれども、8月18

日に予選グループ第1回戦で九州代表宮崎県の榎原中学校と対戦し、2―0で負けまして、続く敗者復活戦におきまして四国代表高知県の横浜・西部中学校に1―2で負けたところでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明を申し上げたいと思います。まず、補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。歳出予算の補正といたしまして、第9款教育費 第1項教育総務費 第2目事務局費で、斑鳩中学校全国中学校体育大会出場にかかります助成金といたしまして新たに164万3千円を補正させていただいております。

次に、第12款予備費 第1項予備費 第1目予備費で164万3千円を、第9款教育費 第1項教育総務費 第2目事務局費に充当させていただいております。

それでは、予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

( 予算書朗読 )

教委総務課長 以上で、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。温かいご審議をいただきまして、原案通りご承認いただきますようお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 本件についても、9月議会初日に承認を求められることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっております。

次に、（3）平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告について、理事者の報告を求めます。

上田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、平成２０年度斑鳩町公共下水道事業継続費精算報告書の報告についてご説明させていただきます。

平成１８年度から平成２０年度の３ヵ年におきまして、継続事業として実施いたしました幹線工事の２路線につきまして、工事が完了いたしましたことから、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、その報告をさせていただくものでございます。

資料３をご覧ください。第１款 公共下水道費 第２項 下水道新設改良費 事業名 公共下水道事業でございます。

まず、龍田西污水幹線でございます。稲葉西１丁目岩瀬橋交差点から龍田西２丁目地内、前平自動車工場前までの延長９３２ｍの施工を完了いたしました。

全体計画では、平成１８年度２，５００万円、平成１９年度３億２，５００万円、平成２０年度１億６，０００万円、合計５億１千万円に対しまして、実績の支出済額につきましても、平成１８年度２，５００万円、平成１９年度３億２，５００万円、平成２０年度１億６，０００万円、合計５億１千万円と、財源内訳を含めまして、全て全体計画と実績が同額で清算いたしております。

次に、下段の神南污水幹線でございます。稲葉西１丁目、岩瀬橋交差点から神南３丁目地内、塩田橋までの延長４０４ｍの幹線管渠の施工を完了いたしました。

全体計画では、平成１８年度１，３５０万円、平成１９年度１億７，５５０万円、平成２０年度８，１００万円、合計２億７，０００万円に対しまして、実績の支出済額は、平成１８年度１，３５０万円、平成１９年度１億７，５５０万円、平成２０年度８，１００万円、合計２億７，０００万円と同額で精算いたしております。

なお、財源内訳につきましては、平成１８年度及び平成１９年度は同額で精算いたしましたが、平成２０年度におきましては、工事内容の精査に伴い、国支出金から地方債に２０万円の財源振替を行っております。

以上、平成２０年度斑鳩町継続費精算報告書の説明とさせていただきます。

きます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
ございませんか。

( な し )

委員長

本件については、9月議会初日に報告されることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、2. 継続審査(1) 予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。

9月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ説明をお受けしたいと思います。

まず初めに、①平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の説明を求めます。

西川企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては資料4をご覧くださいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,561万6千円を追加しておりまして、歳入歳出それぞれ7億2,692万6千円とするもので、非常に大規模となっております。

今回の補正では、国の第一次補正予算によりまして、地方公共団体が地球温暖化対策や少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた、きめ細かな事業を積極的に実施できるよう地域活性化・経済危機対策臨時交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金が新たに創設されましたことから、これらの交付金を活用しまして、その目的に沿った経済危機対策としまして事業を実施するための事業費が多額となっているためでございます。この地域

活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、1億1,339万5千円の交付見込額が示されておりまして、これ以外にも公共投資臨時交付金やその他の国庫補助金などの特定財源の活用も行いながら事業の実施を計画しております。

個々の事業につきましては、それぞれの事業費のところでご説明させていただきますが、本交付金等の活用によりまして、懸案でありました小、中学校校舎の耐震補強事業の1億8,180万円や小・中学校及び幼稚園におけるICT環境整備事業の1億491万8千円などの大型事業につきましては、翌年度以降で計画しておりましたものを、今回実施することができることとなりました。

それでは、主な補正内容につきましてご説明させていただきます。まずはじめに、歳入予算の補正を説明いたします。それでは、表面をご覧くださいと思います。

まず、第9款地方特例交付金で、平成21年度の交付額の決定によりまして、児童手当特例交付金、減収補てん特例交付金、減税補てん特例交付金を合わせまして1,037万9千円の減額補正を、またその下でございます、特別交付金では、同じく今年度の交付額の決定によりまして32万円の増額補正をお願いしております。

次に第10款地方交付税におきましても、平成21年度の交付額の決定によりまして、普通交付税1億5,940万6千円の増額補正をお願いしております。

次に第14款でございます。国庫支出金では、民生費国庫負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費の決算見込増に伴い、自立支援給付費負担金915万5千円の増額補正をお願いしております。

次に、民生費国庫補助金では、経済危機対策の子育て・教育支援として、今年度も「子育て応援特別手当」が交付されますことから、同手当交付金と事務取扱交付金、合わせまして3,083万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、衛生費国庫補助金では、同じく経済危機対策の子育て・教育支援としまして「女性特有のがん対策」が実施されますことから、疾

病予防対策事業費等補助金、627万円の追加補正をお願いしております。

次に、土木費の国庫補助金では、国の補正予算によりまして、今年度に限り耐震改修事業のモデル事業について補助が行われることとなりまして、当町においては地震ハザードマップの作成について活用することから、住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金としまして382万円の追加補正をお願いしております。

次に、教育費国庫補助金では、国の経済危機対策をうけまして、小学校費補助金において、校舎耐震補強工事や地上デジタル放送の受信に係るアンテナ工事について、安全・安心な学校づくり交付金が交付されることから5,689万3千円の追加補正を、また新学習指導要領教材整備補助金が補助されることとなったため162万5千円の増額補正を、学校内のICT環境の整備のため、学校情報通信技術環境整備事業費補助金が創設されましたことから、1,371万2千円の追加補正をお願いしております。

このICTとは、「インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー」の略したもので、デジタルテレビや、コンピュータ等の機器や情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のことをいってございまして、これらの環境を整えることをICT環境の整備といっております。

また中学校費補助金におきましても、同様に、安全・安心な学校づくり交付金が3,586万2千円の増額補正を、新学習指導要領教材整備補助金で105万円の増額補正を、学校情報通信技術環境整備事業費補助金で2,749万2千円の追加補正を、また、幼稚園費補助金でも、安心・安全な学校づくり交付金で14万7千円の追加補正を、学校情報通信技術環境整備事業費補助金で201万円の追加補正をお願いしております。

次に社会教育費補助金では、同じく国の経済危機対策をうけまして、合わせて68万9千円の追加補正をお願いしております。

次に総務費国庫補助金では、国の補正予算により現時点での交付見

込額が、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で1億1,339万5千円及び地域活性化・公共投資臨時交付金5,042万6千円が交付されることとなったための追加補正をお願いしております。

次に総務費国庫委託金では、投票人名簿システム構築交付金が交付されることから、315万円の追加補正をお願いするものであります。

次に第15款県支出金では、民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由によりまして、自立支援給付費負担金457万7千円の増額補正をお願いしております。

次に第17款寄附金では、教育費寄附金で、ふるさと納税によりまして15名の個人の方からご寄附がありましたことから、23万円の増額補正を、福祉費寄附金で、同じくふるさと納税によりまして1名の個人及び法人1社からご寄附がありましたことから、105万円の増額補正を、また都市計画費寄附金で、2名の個人の方からご寄附がありましたことから、2万円の追加補正を行うものであります。このふるさと納税の状況であります、8月6日現在では総額146万9,863円となっております。

次に第19款繰越金では、平成20年度会計の余剰金の確定によりまして、2億6,656万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第21款町債では、土木債のJR法隆寺駅周辺整備事業債で、今年度前期の起債同意予定額の確定等によりまして460万円の増額補正を、教育債の学校教育施設等整備事業債で、国の第一次補正予算を受けまして実施する学校校舎耐震補強工事の財源措置として8,310万円の増額補正を、臨時財政対策債で、今年度の発行額が確定しましたことから40万円の減額補正をそれぞれお願いしております。

次に、歳出予算の補正の説明をいたします。裏面をご覧くださいと思います。

はじめに第1款議会費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、議会棟の地上デジタル放送対策を行いますことから、その所要額67万2千円の追加補正をお願いしております。

次に、第2款総務費の一般管理費では、同じく同交付金の活用によ

りまして、公用車の更新及び本庁舎の地上デジタル放送対策、上水道庁舎地上デジタル放送対策への支援を行うことから、その所要額、合わせて637万4千円の追加補正をお願いしております。

また文書広報費では、同交付金の活用によりまして、ホームページのリニューアルを行いますことから、その所要額460万円の追加補正をお願いしております。

次に財政管理費では、ふるさと納税について、今年度も順調に寄附金額が伸びてきておりますことから、そのお礼についての予算、当初10件見込んでおりましたが、実績が30件を見込みまして、20件分の不足分6万円の増額補正をお願いしております。

次に企画費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、OA化の推進として、災害時における情報通信の確保のため役場会議室、北庁舎会議室のインターネット用LAN配線工事や文化振興センターの地上デジタル放送対策、またマスコットキャラクターでありますパゴちゃんの着ぐるみ2体の制作を行いますことから、その所要額、合わせて366万1千円の追加補正をお願いするものであります。

次に賦課徴収費では、法人町民税につきまして、昨年秋からの世界的な経済危機により、平成20年度中に過去の業績等により予定納税を行っておりました多数の法人において精算還付が生じますことから、その償還金等所要額860万円の増額補正をお願いするものであります。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、窓口用端末の設置費用45万円の追加補正をお願いするものであります。

次に選挙管理委員会費では、歳入のところで申し上げましたとおり、国民投票の実施に対応するための、投票人名簿システム構築費用としまして、315万円の追加補正をお願いしております

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計におきまして、国の緊急の少子化対策を受け、出産育児一時金等の支給額が、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産

につきまして、4万円引き上げられる予定でありますことから、また給付件数の増加によりまして、同会計への出産育児一時金繰出金33万8千7百円の増額補正をお願いしております。また、歳入のところで申し上げました福祉費寄附金の福祉基金への積立100万円をお願いもしております。

次に老人憩の家運営費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用により、老人憩の家の地上デジタル放送対策を行いますことから、その所要額149万9千円の追加補正をお願いしております。

次に、医療対策費では、平成20年度福祉医療助成事業県費補助金の超過受入れによりまして、県に償還する必要があるため、県補助金償還金294万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、障害福祉費では、平成20年度障害者医療費国庫負担金の超過受入れにより、国庫に償還する必要があるため、国庫負担金償還金87万円の増額補正を、また障害者介護給付・訓練等給付費支給事業におきまして、障害福祉サービスの報酬改定及び新規施設利用者増などによりまして決算見込みが増加することから、その所要額1,831万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費、保育園費及び学童保育運営費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、ふれあい交流センターいきいきの里、保育園及び学童保育室の地上デジタル放送対策を実施することから、その所要額、合わせまして371万7千円の追加補正をお願いしております。

次に、子育て応援特別手当支給事業費では、歳入で申し上げましたとおり、経済危機対策の子育て・教育支援としまして、今年度も「子育て応援特別手当」が交付されますことから、その所要額3,083万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費では、感染症予防費で、新型インフルエンザのこの秋以降の流行に備えるため、消毒液やマスクの備蓄等に要する費用101万5千円の増額補正をお願いしております。なお、これまでも予備費の充用によりまして迅速な対応をまいりましたが、今後

も不測の事態が生じた場合には同様に対応してまいりたいと考えております。

次に、健康増進事業費では、歳入で申し上げましたとおり、経済危機対策の子育て・教育支援としまして「女性特有のがん対策」が実施されますことから、子宮がん及び乳がん検診の充実に係る所要額、合わせてまして627万円の増額補正をお願いするものであります。

次に塵芥処理費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用により、ごみ収集車の更新及び衛生処理場の地上デジタル放送対策を実施することから、その所要額を合わせてまして2,114万円の増額・追加補正をお願いするものであります。

次に第6款商工費では、観光会館費、歴史街道ネットワーク事業費、法隆寺iセンター管理費、観光自動車駐車場運営費でも、同交付金の活用によりまして、観光会館、法隆寺iセンターの地上デジタル放送対策、観光ルートサインの整備及び三井観光駐車場のトイレを建設することから、その所要額を合わせてまして1,872万円の増額・追加補正をお願いしております。

次に第7款土木費では、土木総務費、河川改良費で、同交付金の活用によりまして、公用車の更新及び浸水対策の推進としまして、排水路の現況調査を行いますことから、その所要額を合わせてまして1,070万円の追加補正をお願いするものであります。

また都市計画総務費でも、同交付金の活用によりまして、公用車の更新を行うとともに、歳入で申し上げましたとおり、地震ハザードマップを作成しますことから、その所要額を合わせてまして532万円の追加補正をお願いしております。

次に、第8款消防費の消防施設費、災害対策費では、同交付金の活用によりまして、消防施設の地上デジタル放送対策、避難所施設の充実及び災害時救助工具の整備を行うことから、その所要額を合わせてまして2,019万円の追加補正をお願いしております。

次に第9款教育費では、事務局費で、同交付金の活用により、公用車の更新を行うことから、その所要額180万円の追加補正をお願い

しております。

次に、小学校学校管理費では、斑鳩小学校本館東棟、斑鳩西小学校本館東棟の耐震補強工事及び斑鳩東小学校耐震二次診断について、事業を実施するため、その所要額 1 億 8 0 万円の追加補正をお願いしております。なお、本事業につきましては、歳入で申し上げました安全・安心な学校づくり交付金や学校教育施設等整備事業債を活用するとともに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についても活用してまいりたいと考えております。

次に、小学校教育振興費では、新学習指導要領に対応するため理科教育にかかる教材整備について増額補助されたこと及び学校内の I C T 環境整備促進のため新たに補助制度が創設されましたことから、これら整備に係る所要額、合わせて 3,5 6 4 万 2 千円の増額・追加補正をお願いするものであります。なお、本事業につきましては、歳入で申し上げました安全・安心な学校づくり交付金、新学習指導要領教材整備補助金、学校情報通信技術環境整備事業費補助金を活用するとともに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についても活用してまいりたいと考えております。

次に、中学校学校管理費では、斑鳩中学校北館西棟及び体育館の耐震補強工事について事業を実施するため、その所要額 8,1 0 0 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、中学校教育振興費では、小学校と同様の理由によりまして 6,7 8 2 万 7 千円の増額・追加補正をお願いしております。

次に幼稚園費では、幼稚園 I C T 環境整備促進のため 6 7 9 万 9 千円の追加補正をお願いしております。

次に、公民館費では、施設予約システム等に対応するためのパソコン等の機器整備、老朽化している設備機器等のうち、特に安全上早期対応が必要なものの更新及び地上デジタル放送対策を行うため、その所要額、合わせまして 6 4 7 万円の追加補正をお願いしております。

次に文化財保存費では、歳入のところで申し上げました教育費寄附金の「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積立て 2 3 万円を

行うものであります。

次に、図書館管理運営費、(仮称)文化財活用センター管理運営費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、いかるがホール2階の藤ノ木古墳資料室を、法隆寺・聖徳太子を中心とする斑鳩関係の資料が閲覧できます歴史資料室として整備するほか、公用車の購入、地上デジタル放送対策やパソコン整備を行うことから、その所要額、合わせまして1,841万6千円の追加補正をお願いしております。

次に、町民プール運営費、すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、同交付金の活用により、町民プール及び中央体育館の施設の充実、中央体育館における施設予約システム等に対応するためのパソコン等の機器整備、また中央体育館の地上デジタル放送対策を行うことから、その所要額、合わせまして2,038万2千円の増額補正をお願いしております。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源としまして3億5,277万1千円を留保することといたしております。

なお、この補正予算で計画しております公用車の購入でありますとか、地上デジタル放送対策につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用することで、町の持ち出しはほとんどなく、また、学校教育の新学習指導要領に対応するための理科教育に係る教材整備及び学校内のICT環境整備には、安全・安心な学校づくり交付金、新学習指導要領教材整備補助金、学校情報通信技術環境整備事業費補助金を活用するとともに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についても活用することで計画しております。

また、小・中学校の耐震補強工事につきましても、安全・安心な学校づくり交付金や学校教育施設等整備事業債を活用するとともに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についても活用してまいりたいと考えております。

次に、繰越明許費について説明いたします。表面の歳入総括表の下をご覧ください。本補正予算では、書類申請の期間が必要なため、ま

た工事を夏休みに実施するため、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費として、観光自動車駐車場施設充実事業で1,445万円、小学校校舎耐震補強事業で1億80万円、中学校校舎耐震補強事業で8,100万円を予算計上させていただいております。

次に、地方債補正について説明させていただきます。歳入のところで申し上げました町債ですが、まず、JR法隆寺駅周辺整備事業では、今年度前期の起債同意予定額の確定等により460万円の増額補正を行いますことから、補正後限度額を4,630万円に、また学校教育施設等整備事業では、国の第一次補正予算を受けて実施する学校校舎耐震補強工事の財源措置として8,310万円の増額補正を行いますことから、補正後限度額を1億380万円に、また、臨時財政対策では、今年度の発行額が確定し、40万円の減額補正を行いますことから補正後限度額を4億1,500万円にそれぞれ変更するものです。

以上で、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてのご説明とさせていただきます。 よろしく願いを申し上げます。

委員長            報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
浦野委員。

浦野委員        今説明ありましたように、国からかなり経済対策としての臨時交付金がおりてくるという話なんですけれども、これって例えばいきなり斑鳩町に対してはなんぼあげるということで、どんぶり勘定言いますか、おりてくるものなのか、それとも、事前に打診があって、例えば斑鳩町であれば何と何と買いたいからこれだけの金額を補助金としてほしいというふうな要望をして、それをチェックされて認められた金額がおりてくるものなのか、どちらですか。

企画財政課長    先に総額ですね、1億1千なにがしの交付金が提示されてですね、それに基づきまして事業計画をあげなさいということで、各自治体にそ

う言う指示がございまして、それを原課に確認いたしまして事業計画をあげさせていただいたものでございます。

浦野委員　もし総額がまず下りてきて、それを明細をまた申請するという話なんですけども、申請する内容がなければその補助金額は減らされるんですか。

企画財政課長　当然、事業計画が提示された金額に満たないということになりますと、その補助金はもらえないということになります。

浦野委員　歳出ですね、積立てというのが2項目あったんですけども。民生の福祉基金の積立て、これ（経済対策）とついてないんですけど、経済対策補助金にはこれは入ってないということなんですか。

企画財政課長　その積立てにつきましては、先ほど申しましたふるさと納税によりまして、ご寄付をいただいておりますお金でございまして、それを積立金として積立てているものでございまして、経済危機対策とはまったく関係ないものでございます。

委員長　他に。　木澤委員。

木澤委員　歳入のところで、減収補てん特例交付金1,025万マイナスになっていますけども、これは当初と比べて何がどう変わったのか。

企画財政課長　減収補てん特例交付金につきましては、住宅の借入金等の特別控除を行うことによりまして、減収の見込み額に相当する額が交付されるということになっております。各町村の減収特例交付金額、各市町村等の住宅借入金等の特別控除見込み額で案分した額が交付されますことから、平成21年度についてはその予算編成時においては、国からの交付額の全体の総額が示されておらなかったことから、20年度の

実績とほぼ同額の2,610万円を予算計上しておりました。しかしながら、実績交付額が示されますと1,025万8千円という金額となったところでございまして、前年と同額を見込んだためということでございます。

木澤委員 歳出のところの、総務費の企画費のOA化の推進というところで、これ災害時の対応ということでLANをつなぐ費用ですかね、いうふうに言っただけだと思っただけなんですけれども。これは何か今のシステムから新しくされとかそういうことではないんですか。

企画財政課長 地下の大会議室でありますとか、1階にあります第2、第3会議室、または北庁舎の会議室に今LANの配線がされておられません。そのため、災害時にそれぞれの会議室で会議等も必要な場合もございまして、LAN回線を配線するというものでございまして。

木澤委員 それぞれの会議室にLANが引いてないっていうのは、どこの会議室ですか。

企画財政課長 役場の本庁舎で申しますと、地下の大会議室、それから1階であります第2・第3会議室、東の入口から入ったところでございます。または北庁舎の会議室に、今現在も会議室として使用しておりますので、そういうところに繋がりますようにということでLAN配線をひいていきたいと思っています。

木澤委員 災害時のということですので、災害時に緊急本部を立ち上げて、そういうところで会議をして、LAN回線を使えるように対応していくということですね。

委員長 よろしいか。 嶋田委員。

嶋田委員　　まずふるさと納税に関して、納税していただける方が増えたので、6万円の追加補正ということなんですけれども、メモリアルベンチ、またはメモリアルブック等に関してはふるさと納税の中に入っているんですか。

企画財政課長　　ふるさと納税の中にはベンチ等が入っておりません。また別のものとして、ベンチそのものをいただくことになっておりますので。ふるさと納税のほうには、現金でいただいたものとして入れております。

嶋田委員　　僕の記憶違いやったらあれなんで、メモリアルベンチなんかやったら斑鳩の特産品などを送るというふうなことやったと思うんですけど。

委員長　　面巻税務課長。

税務課長　　嶋田委員おっしゃいましたように、メモリアルブック並びにメモリアルベンチにつきましても、現金でいただいた場合はふるさと納税に関係してまいります。ただ平成20年度につきましても、メモリアルベンチはございましたけれども、1基でございましたけれども、現物でいただいたものでございまして、その分につきましては税額控除がかかりませんので、今回の平成20年度の寄附金の受け入れの部分には現金としては入っておりません。そういった状況になっております。

嶋田委員　　メモリアルベンチの中には、たしか斑鳩町でベンチを製作するというふうなことが書いてあったと思うんですけども、それ現物支給ということですか。

税務課長　　はい、20年度でいただきました分につきましては、ベンチを製作されておられる方だったので、お金ではなく、このベンチをとということで、うちこういった制度がございますので、これをお願いしますといったことになっておりますので、ベンチを製作されている方からい

ただいたということになっております。

嶋田委員　そしたらこのふるさと納税のお返しに渡す6万円というのは、メモリアルブックまたはメモリアルベンチに使う分は入っていないということで理解してよろしいんですか。

税務課長　当初は10件、当初予算で組ませていただきました。その後いろいろな方からいただいたことから、今回合計30件の補正をさせていただいたところでございます。その中で当初の部分では、そのメモリアルブック、メモリアルベンチに関しては組んでおりませんでした。ベンチであれば、交付というか、ご利用させていただくことになると思うんですけれども、現時点まではまだいただいていないという状況でございます。

嶋田委員　寄付をしていただいてないのはわかるんですけども、そのお返しする物はベンチ、ブックでお返しする物はこの中に入ってるんですか。

総務部長　これにつきましては、今年度、年間見込みで30件、いろんな寄付を含めて30件見込んでおります。今後どれぐらいあるかわかりませんが、ですから嶋田委員言われておりますように、それらも含めて現金でいただきましたら、この中からお礼をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

嶋田委員　それとですね、メモリアルベンチは期間限定みたいな、今年の4月から10月か、なんか書いてましたけども、それは为什么呢ですか。

税務課長　一応現金でいただきまして、こことここと指定してますので、現金いただきまして、うちのほうが製作する期間が必要ですので、一応10月で切らせていただいて、製作期間を設け、3月末までに完了していかなければならないので、そういった部分も含めまして10月という

ことで、一旦切らせていただいている、21年度分につきましては、そういうことになっております。

嶋田委員      そしたら例えば1月に申し込みがあれば、22年度という形になってくるわけなんですか。

税務課長      注文しまして、うまいこといければ、当該年度で完了できる見込みがありましたら、当該21年度で対応はさせていただくことになるんですけれども、できなければ22年度分としてカウントさせていただくことになろうかと考えています。

嶋田委員      僕、ホームページでざっと見ただけなんですけど、あれを読むとね、メモリアルベンチに関しては本年度の4月から10月までしかあかんねんというふうな解釈になって、これなんでやろかなと思ってたんでね。そこらへんまたホームページの仕様、ちょっと考えていただけたら結構かと思います。

それとですね、あと図書館管理運営費で歴史資料室の整備というのがあるんですけれども、これは今、藤ノ木古墳の資料室みたいな形で使用されているんですけれども。いかるがホールは財団が指定管理者になってやっておられるんですけれども、使用料ですね、研修室、大ホール、小ホール、いろんな使用料とっておられるんですけれども、この資料室は使用料は払っておられるんですか。

企画財政課長      資料展示室につきましては、使用料はとっておりません。

嶋田委員      払ってないということですか。それはなんでなんですか。指定管理者としてホールの管理を預けているわけなんですよ。

企画財政課長      ホールの部分で指定管理者をしている部分につきまして、今申し上げました資料展示室の部分は、図書館部分としてなっておりますので、

指定管理者の中には含まれておらないということでございます。

嶋田委員　そしたら、管理料の面積配分の中にそれは含まれているということ  
でよろしいですね。

委員長　休憩いたします。

(午前9時55分　休憩)

(午前9時56分　再開)

委員長　再開いたします。　池田総務部長。

総務部長　今現在、藤ノ木のレプリカ等を置いております分につきましては財  
団で管理いたしております。今後、これを歴史資料館として展示した  
場合におきましては、図書館と合体させた中で、図書館と合体した指  
定管理としてお支払いするというふうに変更をさせていただくという  
ことであります。

嶋田委員　それとですね、観光自動車駐車場の充実ということで三井の駐車場  
のトイレ改修をされるということですねんけど、それ、規模はどんな  
大きさになってくるんですか。

都市建設  
部長　今現在、汲取り式でおいてございますけども、男女とも各便器が3  
つないしは4つぐらいです。規模としては同じぐらいのものを考えて  
おりますけども、その中に、今、多目的トイレという言い方をします  
けども、障害者の方々が利用されるトイレを別途付ける予定でござい  
ます。当然、合併処理浄化槽を設置して水洗式に変える、建屋も建替  
えて、そういう形にさせていただく考えでございます。

嶋田委員　今あるトイレは汲取り式で、しかし使用範囲いうんですかね、だい

ぶん大きいように思いますけれども、同じ規模と言ってはったら、だ  
いぶん大きいトイレになってくると思うんですけどね。

都市建設  
部長 今、基本的に考えてございますトイレ、先ほど申しましたように三  
つ男女とも便器があるわけでございますけれども。基本的には同じよ  
うな規模にはなりますけども、その中で先ほど申しましたような多目  
的トイレという言い方をしましたけども、障害者の方が使っていただ  
くトイレという形で規模的には、設計の形でどうなるかわかりませんけ  
ども、そういった考えで同規模ないしは多少縮小される可能性はござ  
います。

嶋田委員 あのと三井の駐車場っていうのは、大型バス等はあまり入ってなくて、  
個人の観光客が、割と利用されていると思うんですけども、その利  
用頻度も割と低いようには思うんですけども。これトイレ、汲取り  
を水洗に改修されるというのは、なんか地元要望なり、また地元の補償  
いうんですか、そういうふうなんがあるんですか。

町 長 このトイレ等については、何年か前から外から見るとかいうよ  
うなことで、トイレの機能がなかなか難しいのではないかいいうこと  
でございますし、トイレっていうのはやっぱり大衆でございますから、  
車等の関係で、ここで用を足したい等も増えてまいります。今現在ト  
イレ等についてはボランティアの方が清掃をされてますけども、地域  
の方とか、あるいはそういうことで、3、4名の方々が毎日清掃をし  
ていただいていますけども。やはり管理の問題もございますし。補償  
とかそういうのではなしに、やはり景観の問題もございますから、今  
のトイレが水洗化しなければなりませんし、そういう点については新  
しく、最新のトイレをしていきたいということでございます。

嶋田委員 どう答えていいかわかりませんが、経済対策でやられるん  
ですから、それはそれでいいとは思いますが、その地元の要望

なり補償ということがあるのかどうかだけ教えていただけますか。

町 長        要望とか補償とかいうのではなしに、町としても、あのトイレ等についてはやっていきたいということで、補償、あるいは地元の要望というのではないと思います。

委員長        他に。

( な し )

委員長        ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長        それでは、平成21年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、説明いたします。

今回の補正の主な内容は、例年通り前期高齢者交付金や、後期高齢者支援金等の確定に伴います補正、また出産育児一時金の増額に係ります補正、あるいは介護従事者処遇改善臨時特例交付金の受け入れや、高額療養費特別支給金の支給に係ります補正などがございます。

それでは具体的にご説明いたします。資料5をご覧くださいと思います。

まず下の段の歳出からご説明申し上げます。

第2款の保険給付費でございます。出産育児一時金に関するもので、合わせて560万円8千円の増額をお願いするものです。国の緊急の少子化対策といたしまして、平成21年10月から23年3月までの間に出産した場合の出産育児一時金の額が、4万円引きあがることと

なります。これにつきましては所要の改正条例案を次の議会に提出する予定でございます。また出生数の増加が見込まれることから、出産育児一時金を５６０万円増額をお願いしたいと考えております。

また現在、現金給付であります出産育児一時金が、平成２０年１０月から、１年半に限りではありますけれども、通常の医療の療養給付と同様に、分娩機関からの請求に基づいて支払う方法に変更となることになりました。このことから、支払委託機関であります国民健康保険団体連合会に対し手数料を支払う必要が生じますから、その手数料として、８千円の追加をお願いするものでございます。

次に、第３款 後期高齢者支援金等 でございます。平成２１年度の後期高齢者支援金の額が確定いたしましたことによりまして、７６万７千円を減額をお願いするものであります。

次に、第５款 老人保健拠出金でございます。合わせて１，６９１万７千円を減額するものであります。平成２１年度の老人保健拠出金の額が確定したことにより、医療費分として１，６３０万２千円を、また事務費分として６１万５千円を減額をお願いするものでございます。

次に第６款の介護納付金でございます。平成２１年度の介護納付金の額が確定いたしましたことから、２，７６９万３千円の減額をお願いするものであります。

次に第１０款の諸支出金であります。合わせて１２１万４千円を増額をお願いするものであります。まず退職被保険者等償還金でございますが、平成２０年度で超過交付となりました療養給付費等交付金を精算して返還するものでございます。７６万４千円を増額するものであります。また、高額療養費特別支給金でございますが、４５万円の追加をお願いするものでございます。この高額療養費特別支給金についてでございますが、７５歳に到達した高齢者で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人などの、７５歳に到達した月につきまして、高額医療費の自己負担限度額が半額になるという制度改正が平成２１年の１月から施行されております。その施行前であります平成２０年４月から平成２０年１２月までにつきましても、政府の方は同

様の措置をとるとしておりましたが、このたびその方法として高額療養費ではなくて、特別支給金を支給するという方法をとることになったものでございます。その支給金として45万円の増額補正をお願いするものでございます。

第11款、予備費でございますが、前回の補正予算で予備費を充用したことから、当初予算額に戻したいと考えまして、55万9千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、第12款の前年度繰上充用金でございますが、今年度の執行額が確定いたしましたことから、329万5千円の減額をお願いするものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。

上の段でございますが、第2款の国庫支出金でございます。合わせまして2,314万円の減額をお願いするものです。その内容でございますが、まず療養給付費負担金では、後期高齢者支援分の現年分につきましては、計算上の数値に変更がございまして21万3千円の増額をお願いするものです。介護納付金分 現年分につきましては、介護納付金の確定に伴いまして941万5千円の減額をお願いするものです。

また、医療給付費分 過年度分につきましては、20年度精算に交付不足がございましたことから精算をいたしまして、追加交付を受けるため488万円の増額をお願いするものです。

次に老人保健医療費拠出金負担金でございますが、今年度の老人保健拠出金の確定に伴いまして554万3千円の減額をお願いするものです。次に財政調整交付金でございますが、まず医療給付費分の普通財政調整交付金につきましては、老人保健拠出金の確定や、計算上の数値の変更がございましたことから1,180万9千円の減額を、また後期高齢者支援分の普通財政調整交付金につきましては、計算上の数値の変更がございましたことから5万6千円の増額をお願いするものです。

また、介護納付金分普通財政調整交付金につきましては、介護納付金の確定に伴いまして249万2千円の減額をお願いするものです。

次に、高額療養費特別支給金の分ですけれども、先ほど歳出でご説明いたしました、高額療養費特別支給金につきましては全額国庫補助ということになりますことから、この費目で45万円の増額をお願いするものでございます。

次に出産育児一時金補助金でございますが、歳出でご説明いたしましたように、平成21年10月から1年半にわたり、出産育児一時金が4万円引上げとなることに伴いまして、その引上げ分の4万円につきまして1/2が国庫が負担するということになりますことから、この費目をもっていただいたものでございます。

次に、第4款の前期高齢者交付金でございますが、平成20年度の概算交付額の確定いたしましたので、1億3,214万2千円の増額をお願いするものであります。

第5款の県支出金ですが、合わせて1,107万9千円の減額をお願いするものです。内訳としましては、財政調整交付金でありまして、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分ともに国庫と同様の理由から、それぞれ918万4千円の減額、4万4千円の増額、193万9千円の減額をお願いするものでございます。

次に、第8款の繰入金でございます。出産育児一時金の増額に伴います一般会計の繰入れの増額でございまして、338万7千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入であります。まず下の段の、介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございます。209万4千円の追加をお願いするものでございます。この交付金は、平成21年度の介護報酬改定が、プラス3.0%ということございまして、これによりまして、介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴います介護保険料、国保で申しますと、国民健康保険の介護分にあたる分ですが、その分につきましての急激な上昇の抑制等を行うことを目的いたしました国費の投入でございます。医療保険の場合には、一旦、国民健康保険団体連合会で基金を設けまして、そこから市町村国保に分配されるものでございます。

最後に、歳入欠かん補填収入でございます。これは歳出でございます前年度繰上充用金の補正額と同額の３２９万５千円と、今回の補正におきまして歳入が歳出を上回ることとなりまして、その差額１億４，１４０万円がありますので、合計といたしまして１億４，４６９万５千円の減額をお願いするものでございます。

予算現額から歳入歳出それぞれ４，１２９万１千円の減額をお願いいたしまして、歳入歳出それぞれ３３億９，０３０万１千円とする補正でございます。

以上で簡単ではございますが、平成２１年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についての説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 介護従事者処遇改善臨時特例交付金ですけれども、前に基金をつくって、これとはまた別個になるんですけれども、これとの違いがよくわからないんですけれども、今回はあれとはどう違うんですか。

国保医療課長 前回、基金を設けさせていただきましたのは、介護保険特別会計に関するもので、直接介護保険に投入される国費ということでございました。今回につきましては、国民健康保険の場合には介護保険の介護納付金というのを負担しなければならない、その介護納付金の財源として国民健康保険税に介護分というのを設定させてもらって、被保険者から税としていただく。その介護納付金が介護報酬が値上がることによって、介護納付金も上がっていくだろうということで、それに伴って国民健康保険税の介護分を引上げをですね、抑えようというために国費が投入されるという内容でございます。

木澤委員 わかりました。  
あと、前期高齢者交付金ですけれども、これまた１億何百万円も入っ

ていますけれども、この計算式っていうんか、どんどん増えていっているけれども、これは基準がなんか変わっていったりとかそういうことですか。

国保医療  
課長

前期高齢者だけではなくて、老人保健、あるいは介護保険、それから後期高齢者も同じなんですけど、国全体で、例えば前期高齢者の場合ですと、65歳から74歳までの方の医療費を、国全体で、保険者全体で見ていこうという性格のものです。そこで、正直に申しますと、厚生労働省がどういうふうに見積もっていくかということによるわけですけども、全保険料を集めて、ある程度これぐらいかかるだろうというふうに厚生労働省が推計していると。今、私のところに情報きておりますのが1人あたり36万7千円ぐらい、費用が保険から給付が必要になろうというふうなことを厚生労働省は推計している。ただ、そこにですね、いろんな係数をかけてくるんです、そういう係数をかけた上で日本全体でこれだけ費用がいるということ、単純に言いますと、それを被保険者で割ってきた数字が今回の7億5千万円という数字になるんです。ですからこの辺が概算額として、今年度のいわゆる受け入れ額ということでは、これは確定なんですけれども、ご承知のように2年後に精算するということになります。従いまして2年後に本来斑鳩町でこの年齢層の方がどれだけの医療費給付が必要だったかということ、これを精算して、この7億5千万円よりも少なければ2年後に返還しなければなりませんし、足らなければ追加交付という性格のものですので、1億3千万円が多く入ってきたということは、国保にとっては喜ばしいことなんですけど、必ずしもこれが確定ではないので、ちょっとそのあたりはまだこれから様子をみていかなければならないという性格の数字だということでご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか、他に。

( な し )

委員長      ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③平成２１年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

佐藤福祉課長。

福祉課長      それでは、平成２１年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、説明させていただきます。資料６、平成２１年度 介護保険事業特別会計補正予算（第２号）歳入と歳出総括表（案）により説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，３９７万８千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ１５億６，５４４万９千円とするものでございます。

まず、歳入のほうの説明をさせていただきます。第９款 繰越金におきまして、平成２０年度決算の確定に伴いまして、介護保険給付関係の歳入及び歳出につきまして、歳入金額のほうが多かったため、その差額につきまして平成２１年度に繰り越すことになり、繰越金２，３９７万８千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に下のほうの歳出予算の補正でございます。第３款 基金積立金につきまして、平成２０年度決算の確定に伴い、繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を、介護保険給付費準備基金へ積立するため、１，４５４万７千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第５款 諸支出金では、平成２０年度分の被保険者保険料の払戻しとして、第１号被保険者保険料還付金が確定したことから１３９万５千円の増額補正をお願いするものでございます。

また国庫支出金および県支出金等において、平成２０年度の給付実績以上の介護給付費等を国、県から受け入れており、翌年度精算として平成２１年度にこの超過交付額を返還することから、償還金として８０３万６千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成21年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。  
よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 確認だけしておきたいと思うんですけど。この介護給付金準備基金への積立てのところで、1,400万なにがしがありますけども、これは20年度の分の決算なんで、3期計画の3年目の部分で言うと、もともとの見込みからすると、こんなに残るはずではなかったんですね。

福祉課長 いちばんはじめの当初普通に考えますと、給付が毎年増えまして、全体的には黒字、とんとか赤字という考えもあるかと思いますが、給付実績自体は、ほとんど当初計画どおりになっております。ですんで、入のほうが増えたのかなというふうに考えております。

木澤委員 その要因はなんですか。

住民生活 部長 さきほど課長が申しましたように、介護保険制度の中で3ヵ年、この基金が余った理由といたしましては、平成19年に介護制度の区分が5段階から7段階になり、要支援1、要支援2、要介護1から5となり、それが施行されたなかで、保険給付が少し減ってきたと。そして、また入のほうも、課長が申しましたように増えてるというなかで、3年目も平成20年度も、介護給付金準備基金への積立てが多くなったということです。

委員長 よろしいですか。他に。

( な し )

委員長      これをもって質疑を終結いたします。本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、④ 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長      それでは、平成21年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。今回の補正は、平成20年度会計の出納整理期間に収入した保険料について、これを平成21年度に繰り越し、広域連合に支出するための補正であります。

具体的に説明いたします。資料7をご覧くださいと思います。まず歳入でございます。第5款 繰越金であります。出納期間中に収入しました保険料を繰り越すものであり、104万6千円の増額をお願いするものです。

次に歳出です。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。繰越しいたしました保険料を広域連合に支出するため、歳入と同額の104万6千円の増額をお願いするものであります。

予算現額に歳入歳出それぞれ104万6千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億6,649万1千円とする補正であります。

以上で、平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明といたします。

委員長      報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長      ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、⑤ 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）に

ついてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

清水上水道課長。

上水道課  
長

それでは、平成21年度 斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

お手元の資料ー3をご覧くださいと思います。今回の補正につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等事業の要望によります地上デジタル放送対策といたしまして、テレビの購入及び上水道庁舎のアンテナ工事にかかります予算補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、収益的収入及び収益的支出それぞれ60万6千円の増額補正を行うものでございます。

以上が、9月議会定例会に提出を予定しております、平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

他に、理事者側から補正予算が予測されるなど、何か報告しておくことはありますか。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

環境対策課からも1件ご報告させていただきたいと思います。

衛生処理場の職員がごみ収集車を運転中、個人のお家の塀に接触し、破損させる事故がございましたので、この件につきましてご報告申し上げます。

去る6月24日水曜日、午前8時30分頃、環境対策課 衛生処理

場の清掃員・平嶋滋巳が缶類・ビン類を収集するため、3 t ダンプ車を運転中、神南3丁目12番28号 大道様宅前の資源物集積所で収集した後、Uターンをしようとバックをした際、大道様宅の塀に収集車の右後部を接触させ、損害を与えました。

塀の一部に損害を与えたのでありますが、破損箇所を補修するだけでは、塀の色に違いが生じることから、施工方法等の協議に時間を有し、現在も示談に向けましての話し合いをさせていただいているところでございます。

示談が成立いたしました際には、損害賠償の額の決定を行い、また予算の補正も行っていく必要がございますが、時期によりましては、専決処分に対応させていただきまして、後に議会にご承認をいただかなければならないことも考えられますので、あらかじめご理解をいただきたく、今回ご報告を申し上げるものでございます。

なお、今回の事故は職員の不注意が原因であり、これまでも何度か西和警察署の交通課にお願いいたしまして、交通安全講習会を開催してきたところでございますが、今回は法隆寺自動車教習所に講師派遣をお願いいたしまして、運転技術の向上といったことに重点をおいた運転技術研修を去る8月7日に実施し、運転技術の向上に努めたところでございます。今後も定期的に運転技術研修を実施するなど、一層注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

委員長           この件について、何かございますか。   木澤委員。

木澤委員       バックで当てたということですが、当日は2人以上で乗って  
いなかったのですか。

環境対策  
課長           当日は2名で収集を行い、運転手と助手席に1名の2名で収集をし  
ておりましたけれども、Uターンをしようとした場所は、車や人が通  
るような場所でもなく、いつもUターンをする場所であったため、運

転手のサイドミラーあるいはバックミラー等の後方確認だけでバックをしておった状況でございます。

木澤委員 前にも事故をされたときに、バックをするときには必ず降りて見るようにという話をさせてもらったと思うんですが、それは日常的な業務の中では徹底するようにということで町では言ってもらっているんですかね。

環境対策課長 当然、定期的に部長ないし私が現場に行きまして、訓示また指導等を行っております。また収集車のところにもステッカーを貼って、後方確認、前方、横の確認は十分するように注意を促しておりましたけれども、今回そういったことを怠って不注意で事故を起こしてしまったということで、今回、法隆寺自動車教習所の教員の方に来ていただいて、特にバックする際の死角になる部分につきまして、実際にパッカー車を利用してこういった技術的な研修もしていただいたところがあります。

委員長 他に、何かありませんか。

( な し )

委員長 以上、継続審査については、終わります。  
次に、３．その他について、委員の方から何かございますでしょうか。

( な し )

委員長 その他についてもこれをもって終わります。  
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任

いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

ご苦劳様でした。

( 午前10時28分 閉会 )